

令和3年第1回摂津市議会定例会

議案参考資料  
( 条例関係 )

令和3年2月19日提出

摂 津 市

## 目 次

議案第15号	摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件	・・・ 1	議案第23号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 29
議案第16号	北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件	・・・ 9	議案第24号	摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 30
議案第17号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 10	議案第25号	摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 45
議案第18号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 13	議案第26号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 47
議案第19号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 16	議案第27号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 58
議案第20号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 18	議案第28号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 62
議案第21号	摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 23	議案第29号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 79
議案第22号	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 25			

## 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年摂津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（市長が指定するものに限る。）

(2) 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの（市長等が条例第4条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ その他市長が定める電子証明書

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、第3号に掲げる事項については、同号に規定する添付すべきこととされている書面等を市長等に提出するときは、この限りでない。

- (1) 当該市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載すべきこととされ、又は記載されている事項

2 前項の規定により申請等（市長等が電子署名を要することとしているものに限る。）を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第4条第4項に規定する規則等で定める措置は、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める方法は、第4条第1項の規定に

より行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 条例第5条第4項に規定する規則等で定める措置は、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 条例第5条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第14条 市長等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 条例第7条第3項に規定する規則等で定める措置は、電子署名とする。

(条例第8条第1号に規定する規則で定める手続等)

第16条 条例第8条第1号に規定する規則で定める手続等は、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認をする必要があると市の機関が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関が認める場合
- (3) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市の機関が認める場合

(条例第9条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第17条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第9条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

（その他の手続）

第18条 市長等が行う事務事業（法令又は条例等の規定に基づき行われるものを除く。）における申請、申告、届出、請求、通知その他の手続であって、書面等による方法その他の方法により行うこととされているものについては、別に定めがある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

摂津市行政手続条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 条例及び<u>執行機関の規則</u>(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程を含む。)をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(理由の提示)</p> <p>第 7 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分 の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程を含む。)並びに<u>大阪府の条例及び規則(地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 55 条第 1 項の規定により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。)</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(理由の提示)</p> <p>第 7 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分 の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指</p>



標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

## 2 略

(行政指導の方式)

### 第33条 略

#### 2・3 略

#### 4 略

##### (1) 略

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

## 2 略

(行政指導の方式)

### 第33条 略

#### 2・3 略

#### 4 略

##### (1) 略

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

摂津市固定資産評価審査委員会条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																						
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 549 1084 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 549 770 609">区分</th> <th data-bbox="770 549 1084 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 609 770 729">略</td> <td data-bbox="770 609 1084 729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 729 770 790">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="770 729 1084 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 790 770 850">統計調査員</td> <td data-bbox="770 790 1084 850">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 850 770 970">略</td> <td data-bbox="770 850 1084 970">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	統計調査員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1164 549 1984 1062"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 549 1671 609">区分</th> <th data-bbox="1671 549 1984 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 609 1671 729">略</td> <td data-bbox="1671 609 1984 729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 729 1671 790">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="1671 729 1984 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 790 1671 880"><u>千里丘駅西地区市街地再開発審査会委員</u></td> <td data-bbox="1671 790 1984 880"><u>日額 9,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 880 1671 941">統計調査員</td> <td data-bbox="1671 880 1984 941">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 941 1671 1062">略</td> <td data-bbox="1671 941 1984 1062">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	<u>千里丘駅西地区市街地再開発審査会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>	統計調査員	略	略	略
区分	報酬の額																						
略	略																						
事務執行適正化第三者委員会委員	略																						
統計調査員	略																						
略	略																						
区分	報酬の額																						
略	略																						
事務執行適正化第三者委員会委員	略																						
<u>千里丘駅西地区市街地再開発審査会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>																						
統計調査員	略																						
略	略																						

摂津市附属機関に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																														
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摂津市総合計画審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市事務執行適正化第三者委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市都市景観まちづくり審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	摂津市総合計画審議会	略	摂津市事務執行適正化第三者委員会	略	略	略	摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会	略	摂津市都市景観まちづくり審議会	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摂津市総合計画審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会</td> <td><u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市事務執行適正化第三者委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会</td> <td><u>都市再開発法第 99 条の 2 第 2 項に規定する特定建築者の選定についての調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市都市景観まちづくり審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	摂津市総合計画審議会	略	摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会	<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u>	摂津市事務執行適正化第三者委員会	略	略	略	摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会	略	摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会	<u>都市再開発法第 99 条の 2 第 2 項に規定する特定建築者の選定についての調査審議に関する事務</u>	摂津市都市景観まちづくり審議会	略
名称	担当事務																														
摂津市総合計画審議会	略																														
摂津市事務執行適正化第三者委員会	略																														
略	略																														
摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会	略																														
摂津市都市景観まちづくり審議会	略																														
略	略																														
名称	担当事務																														
摂津市総合計画審議会	略																														
摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会	<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u>																														
摂津市事務執行適正化第三者委員会	略																														
略	略																														
摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会	略																														
摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会	<u>都市再開発法第 99 条の 2 第 2 項に規定する特定建築者の選定についての調査審議に関する事務</u>																														
摂津市都市景観まちづくり審議会	略																														

2·3 略

略	略
---	---

2·3 略

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																								
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 549 1084 970"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>統計調査員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	統計調査員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 549 1986 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会委員</u></td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td><u>市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員</u></td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td>統計調査員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	<u>鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会委員</u>	日額 9,000 円	<u>市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員</u>	日額 9,000 円	統計調査員	略	略	略
区分	報酬の額																								
略	略																								
事務執行適正化第三者委員会委員	略																								
統計調査員	略																								
略	略																								
区分	報酬の額																								
略	略																								
事務執行適正化第三者委員会委員	略																								
<u>鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会委員</u>	日額 9,000 円																								
<u>市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員</u>	日額 9,000 円																								
統計調査員	略																								
略	略																								

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(1) 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年摂津市条例第25号)附則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の摂津市老人医療費の助成に関する条例(昭和47年摂津市条例第2号。以下「なお効力を有する旧老人医療費助成条例」という。)</u>による<u>医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p>

(2) なお効力を有する旧老人医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「障害者医療費助成関係情報」という。)、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

(3) 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報(以下「外



(4) 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者医療費助成関係情報、子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(5) 略

(6) 略

4・5 略

国人生活保護関係情報という。)であって規則で定めるもの

(3) 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「障害者医療費助成関係情報」という。)、子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(4) 略

(5) 略

4・5 略

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則(令和元年 9 月 26 日条例第 8 号)抄</p> <p>1 略 (摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において規則で定める職にある一般職非常勤職員(第 5 条の規定による改正前の摂津市一般職非常勤職員等の勤務条</p>	<p>(期末手当) 第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則(令和元年 9 月 26 日条例第 8 号)抄</p> <p>1 略 (摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において規則で定める職にある一般職非常勤職員(第 5 条の規定による改正前の摂津市一般職非常勤職員等の勤務条</p>

件等に関する条例(以下「旧一般職非常勤職員等条例」という。)第2条第1号に規定する一般職非常勤職員をいう。)であった者であって、施行日以後も引き続き第5条の規定による改正後の摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(以下「新会計年度任用職員条例」という。)の適用を受けるもののうち、その者が受ける基本報酬の額に14.6を乗じて得た額を12で除して得た額が、施行日の前日において受けていた基本報酬の額に達しないこととなるものには、その者が引き続きその職に任用されている間に限り、基本報酬のほか、規則で定める額を報酬として支給する。

#### 3・4 略

件等に関する条例(以下「旧一般職非常勤職員等条例」という。)第2条第1号に規定する一般職非常勤職員をいう。)であった者であって、施行日以後も引き続き第5条の規定による改正後の摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(以下「新会計年度任用職員条例」という。)の適用を受けるもののうち、その者が受ける基本報酬の額に14.55を乗じて得た額を12で除して得た額が、施行日の前日において受けていた基本報酬の額に達しないこととなるものには、その者が引き続きその職に任用されている間に限り、基本報酬のほか、規則で定める額を報酬として支給する。

#### 3・4 略

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																								
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 農地法(昭和27年法律第229号)第25条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員が和解の仲介の会議に出席した日1日につき <u>6,900円</u>を支給する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>臨時に補充された選挙管理委員会委員</td> <td>日額 <u>6,900円</u></td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td>日額 <u>8,700円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>日額 <u>8,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	臨時に補充された選挙管理委員会委員	日額 <u>6,900円</u>	公平委員会委員	日額 <u>8,700円</u>	略	略	固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>8,700円</u>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 農地法(昭和27年法律第229号)第25条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員が和解の仲介の会議に出席した日1日につき <u>9,000円</u>を支給する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>臨時に補充された選挙管理委員会委員</td> <td>日額 <u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td>日額 <u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>日額 <u>11,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	臨時に補充された選挙管理委員会委員	日額 <u>9,000円</u>	公平委員会委員	日額 <u>11,000円</u>	略	略	固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>11,000円</u>
区分	報酬の額																								
略	略																								
臨時に補充された選挙管理委員会委員	日額 <u>6,900円</u>																								
公平委員会委員	日額 <u>8,700円</u>																								
略	略																								
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>8,700円</u>																								
区分	報酬の額																								
略	略																								
臨時に補充された選挙管理委員会委員	日額 <u>9,000円</u>																								
公平委員会委員	日額 <u>11,000円</u>																								
略	略																								
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>11,000円</u>																								

固定資産評価員	予算の範囲内で市長が定める額
スポーツ推進委員	年額 34,000 円
社会教育委員	日額 6,900 円
防災会議委員	日額 6,900 円
特別職報酬等審議会委員	日額 6,900 円
公務災害補償等審査会委員	日額 6,900 円
公務災害補償等認定委員会委員	日額 6,900 円
総合計画審議会委員	日額 6,900 円
略	略
小中学校通学区域審議会委員	日額 6,900 円
文化財保護審議会委員	日額 6,900 円
環境の保全及び創造に関する条例審議会委員	日額 6,900 円
障害者施策推進協議会委員及び専門員	日額 6,900 円
ラブホテル建築規制審議会委員	日額 6,900 円
パートタイマー等退職金共済運営委員会委員	日額 6,900 円
都市計画審議会委員(市議会議員のうちから任命された委員を除く。)	日額 6,900 円

固定資産評価員	月額 98,000 円
スポーツ推進委員	日額 9,000 円
社会教育委員	日額 9,000 円
防災会議委員	日額 9,000 円
特別職報酬等審議会委員	日額 9,000 円
公務災害補償等審査会委員	日額 9,000 円
公務災害補償等認定委員会委員	日額 9,000 円
総合計画審議会委員	日額 9,000 円
略	略
小中学校通学区域審議会委員	日額 9,000 円
文化財保護審議会委員	日額 9,000 円
環境の保全及び創造に関する条例審議会委員	日額 9,000 円
障害者施策推進協議会委員及び専門員	日額 9,000 円
ラブホテル建築規制審議会委員	日額 9,000 円
パートタイマー等退職金共済運営委員会委員	日額 9,000 円
都市計画審議会委員(市議会議員のうちから任命された委員を除く。)	日額 9,000 円

情報公開審査会委員	日額	<u>6,900</u> 円
個人情報保護審査会委員	日額	<u>6,900</u> 円
人間尊重のまちづくり審議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
略	略	
公民館運営審議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
国民保護協議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
略	略	
市民図書館等協議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
退職手当審査会委員	日額	<u>6,900</u> 円
子ども・子育て会議委員	日額	<u>6,900</u> 円
指定管理者選定委員会委員	日額	<u>6,900</u> 円
男女共同参画推進審議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
男女共同参画センター運営委員会委員	日額	<u>6,900</u> 円
市民公益活動推進委員会委員	日額	<u>6,900</u> 円
保育料審議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
健康づくり推進協議会委員	日額	<u>6,900</u> 円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	<u>6,900</u> 円
社会福祉法人設立認可等審査会委員	日額	<u>6,900</u> 円

情報公開審査会委員	日額	<u>9,000</u> 円
個人情報保護審査会委員	日額	<u>9,000</u> 円
人間尊重のまちづくり審議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
略	略	
公民館運営審議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
国民保護協議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
略	略	
市民図書館等協議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
退職手当審査会委員	日額	<u>9,000</u> 円
子ども・子育て会議委員	日額	<u>9,000</u> 円
指定管理者選定委員会委員	日額	<u>9,000</u> 円
男女共同参画推進審議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
男女共同参画センター運営委員会委員	日額	<u>9,000</u> 円
市民公益活動推進委員会委員	日額	<u>9,000</u> 円
保育料審議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
健康づくり推進協議会委員	日額	<u>9,000</u> 円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	<u>9,000</u> 円
社会福祉法人設立認可等審査会委員	日額	<u>9,000</u> 円

地域福祉計画推進協議会委員	日額	<u>6,900 円</u>
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員	日額	<u>6,900 円</u>
老人ホーム入所判定委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
上下水道事業経営審議会委員	日額	<u>6,900 円</u>
小中学校結核対策委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
いじめ問題対策委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
小中学校教科用図書選定委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
都市景観まちづくり審議会委員	日額	<u>6,900 円</u>
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>6,900 円</u>
民生委員推薦会委員(市議会議員のうちから委嘱された委員を除く。)	日額	<u>6,900 円</u>
行政不服審査会委員	日額	<u>8,700 円</u>
健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
ESCO 提案審査会委員	日額	<u>8,700 円</u>
民間保育所等設置運営事業者選定委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
いじめ問題再調査委員会委員	日額	<u>6,900 円</u>
文化振興計画推進審議会委員	日額	<u>6,900 円</u>

地域福祉計画推進協議会委員	日額	<u>9,000 円</u>
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員	日額	<u>9,000 円</u>
老人ホーム入所判定委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
上下水道事業経営審議会委員	日額	<u>9,000 円</u>
小中学校結核対策委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
いじめ問題対策委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
小中学校教科用図書選定委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
都市景観まちづくり審議会委員	日額	<u>9,000 円</u>
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>9,000 円</u>
民生委員推薦会委員(市議会議員のうちから委嘱された委員を除く。)	日額	<u>9,000 円</u>
行政不服審査会委員	日額	<u>11,000 円</u>
健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
ESCO 提案審査会委員	日額	<u>9,000 円</u>
民間保育所等設置運営事業者選定委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
いじめ問題再調査委員会委員	日額	<u>9,000 円</u>
文化振興計画推進審議会委員	日額	<u>9,000 円</u>

地域包括支援センター運営協議会委員	日額 <u>6,900 円</u>
市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	日額 <u>6,900 円</u>
略	略
地球温暖化対策地域計画策定委員会委員	日額 <u>6,900 円</u>
略	略

地域包括支援センター運営協議会委員	日額 <u>9,000 円</u>
市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	日額 <u>9,000 円</u>
略	略
地球温暖化対策地域計画策定委員会委員	日額 <u>9,000 円</u>
略	略



摂津市実費弁償条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令、  <u>条例又は規則の規定により市の機関の求めに応じて出頭した証人、関係人等(以下「証人等」という。)</u>の<u>要した実費</u>は、この条例の定めるところにより弁償する。</p> <p>第2条 <u>実費弁償の額は、1日につき6,900円とする。</u></p> <p>2 <u>前項の実費弁償の額は、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合にはこれを支給しない。</u></p> <p>3 <u>摂津市外から参加又は出頭した者に対しては、第1項に規定する額のほか摂津市職員旅費条例(昭和31年条例第11号)を準用し、旅費を弁償する。</u></p> <p>第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令、  <u>条例又は規則の規定により市の機関の求めに応じて出頭し、又は参加した証人、関係人等(以下「証人等」という。)</u>の<u>実費弁償については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 <u>証人等には、出頭又は参加に要した実費の弁償として、1日につき9,000円を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、実費弁償を支給しない。</u></p> <p>3 <u>市外から出頭し、又は参加した者に対しては、第1項に規定する額のほか、摂津市職員旅費条例(昭和31年条例第11号)の規定を準用し、旅費を弁償する。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 略</p>

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の支給に関する<u>在職期間の割合の区分</u>については、一般職員の例による。</p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて<u>一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項に規定する<u>在職期間の算定</u>については、一般職員の例による。</p>

特別職の職員の退職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
	<p><u>（国家公務員等から引き続いて副市長となった者の退職手当の特例）</u></p> <p><u>第 4 条 次の各号に掲げる者が退職して、当該退職に係る国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。)又は摂津市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。)の規定による退職手当を受けないで引き続いて副市長となった場合には、当該各号に定める期間は、その者の副市長としての在職期間に通算する。</u></p> <p><u>(1) 国家公務員(法第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。) 当該国家公務員を退職した日における法の規定による当該国家公務員としての在職期間</u></p> <p><u>(2) 国家公務員であった者がその退職後に引き続いて退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員(以下「一般職の職員」という。)となった者 当該一般職の職員を退職した日における退職手当条例の規定による当該一般職の職員としての在職期間</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける副市長がその任期を終了し</u></p>

た場合において、その者が引き続いて副市長となったときは、第2条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

3 第1項の規定の適用を受ける副市長の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者の副市長としての最終の任期に係る在職期間について、前条の規定により算定した額

(2) 前項の規定により支給されなかった退職手当があるときは、その者の副市長としてのそれぞれの任期ごとの在職期間(前号に規定する在職期間を除く。)について、副市長としての最終の任期に係る退職等の日における給料月額を基礎として、それぞれ前条の規定の例により算定した額の合計額

(3) 第1項の規定により通算した同項各号に定める期間について、その者が国家公務員又は一般職の職員を退職した日において受けていた俸給月額又は給料月額(当該俸給月額又は給料月額に改定があった場合は、副市長としての最終の任期に係る退職等の日における当該改定後の俸給月額又は給料月額)を基礎として、退職手当条例の規定の例により算定した額

4 第1項の規定の適用を受ける副市長が退職した場合において、その者が引き続いて国家公務員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(準用)

第 4 条 摂津市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年条例第 3 号)第 2 条の 2、第 12 条から第 17 条まで及び第 20 条第 2 項の規定は、特別職の職員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第 12 条から第 17 条までの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同条例第 12 条第 1 項及び第 13 条から第 17 条までの規定中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と読み替えるものとする。

(委任)

第 5 条 略

(準用)

第 5 条 退職手当条例第 2 条の 2 及び第 12 条から第 17 条までの規定は、特別職の職員の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第 12 条から第 17 条までの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、退職手当条例第 12 条第 1 項及び第 13 条から第 17 条までの規定中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と読み替えるものとする。

(委任)

第 6 条 略

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例)</p> <p>3 別表 2 の項の衛生・一般廃棄物作業従事手当の支給の対象となる職員のうち、<u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u>の患者又はその疑いのある者の救護に従事したものに対して支給する衛生・一般廃棄物作業従事手当の額は、第 3 条第 2 項及び同表の規定にかかわらず、当該救護に従事した日 1 日につき 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して救護に従事した者にあつては、4,000 円)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例)</p> <p>3 別表 2 の項の衛生・一般廃棄物作業従事手当の支給の対象となる職員のうち、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者の救護に従事したものに対して支給する衛生・一般廃棄物作業従事手当の額は、第 3 条第 2 項及び同表の規定にかかわらず、当該救護に従事した日 1 日につき 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して救護に従事した者にあつては、4,000 円)とする。</p>

摂津市職員旅費条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>（この条例の目的）</u></p> <p>第 1 条 <u>摂津市の職員が公務の為に旅行するときは、この条例の定めるところにより旅費を支給する。</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>職員以外の者が、市の機関の要請に応じ、公務の遂行を補助するため旅行するときは、その者に対し、旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の旅費の支給については、市長が職員との均衡を考慮して、その都度支給額を定めるものとする。</u></p> <p><u>（職員の定義）</u></p> <p>第 2 条 <u>この条例において「職員」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 1 項に規定する者をいう。</u></p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第 1 条 <u>この条例は、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>職員 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 1 項に規定する者をいう。</u></p> <p>(2) <u>出張 職員が公務のため一時その在勤場所を離れて旅行することをいう。</u></p>



(旅費の種類)

第 3 条 旅費は、鉄道賃、軌道賃、航空賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、最も経済的な通常の経路又は方法により計算した額を支給する。ただし、公務の都合又は天災その他やむを得ない事由により、順路により難い場合においては、現に通過した経路による。

(3) 赴任 新たに採用された職員(規則で定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤場所から新在勤場所に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合

(旅費の額)

第3条の2 前条の旅費の額は、別表に定めるところによる。

(旅費の定額を異にする場合)

第4条 1日中旅費の定額を異にする場合においては、多きに従ってこれを支給する。

当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が、市の機関の要請に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道(軌道を含む。以下同じ。)旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、

(常時出張)

第 5 条 常時現場を巡視し、又は常時出張する必要がある者に対しては特にその旅費額を定め月額又は日額とすることが出来る。

実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、第 4 項の規定による場合を除き、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあつては 400 キロメートル、水路旅行にあつては 200 キロメートル、陸路旅行にあつては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

3 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

4 第3条第2項各号に掲げる場合には、旅費計算上の旅行日数は、第2項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 乗車に要する旅客運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に掲げる急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に掲げる座席指定料金は、特別急行列車又

は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 7 条 船賃の額は、一等の旅客運賃(等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する旅客運賃)による。

(航空賃)

第 8 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 9 条 車賃の額は、その実費額による。

2 車賃は、他に利用する交通機関がない場合又は緊急その他やむを得ない事由による場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第 10 条 宿泊料の額は、1 夜につき 12,000 円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第 11 条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて別表に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第 12 条 着後手当の額は、第 10 条第 1 項に規定する宿泊料の額の 5 夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第 13 条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除き、第 11 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任に

(特定の旅行)

第6条 視察又は講習を受ける等のため、旅行するときは、市長はこの条例により計算した旅費額の範囲内でその旅費額を減じて支給することが出来る。

(市内出張)

第7条 市内に出張した場合において、交通機関を利用したときは、その実費を弁償する。

ついて同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

(特定の旅行)

第14条 視察又は研修を受ける等のため旅行するときは、この条例により計算した旅費の額の範囲内でその旅費の額を減じて支給することができる。

(市内出張)

第15条 市内に出張した場合において、交通機関を利用したときは、その実費を弁償する。

(退職者等の旅費)

第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。



(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2

(鉄道、水路及び陸路旅行)

第 8 条 鉄道又は軌道旅行には鉄道賃、軌道賃、水路旅行には船賃、陸路(鉄道及び軌道を除く。以下同じ。)旅行には車賃を支給する。

2 鉄道賃を支給する旅程において、特別急行料及び普通急行料(以下「急行料等」という。)を徴する線路(それらの列車を運行する線路に限る。)については、次の各号により急行料等を支給する。ただし、公務の都合又は天災その他やむを得ない事情がある場合で次の各号に掲げる距離以内で当該急行料等の区分より上位の急行料等を徴する列車に乗車したときは、その乗車に要した急行料等を支給することができる。

(1) 片道(1 乗車区間、以下同じ。)100 キロメートル以上  
特別急行料

(2) 片道 50 キロメートル以上 普通急行料

3 軌道賃については、その実費を支給する。ただし、片道 50 キロメートル以上の線路にして急行料等を徴する列車に乗車したときは、当該急行料等を支給する。

(車賃)

条第 5 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 9 条 車賃は、他に利用する交通機関がない場合又は緊急やむを得ない事由により市長が認めた場合に限り、実費を支給する。

(公用車使用の時)

第 10 条 公用車等により旅行する場合には、鉄道賃、軌道賃、船賃又は車賃はこれを支給しない。

(宿泊料)

第 11 条 宿泊料は、夜数に応じて支給する。

2 水路旅行には、天災その他やむを得ない事由により上陸して宿泊した場合に限り、宿泊料を支給する。

(旅行日数の計算)

第 12 条 旅行日数は、公務の為に要した日数とする。

2 前項の日数の計算については公務の為に出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事由で要した日数を除外し、鉄道旅行には 400 キロメートル、水路旅行には 200 キロメートル、陸路旅行には 50 キロメートルについて 1 日の割合で通算した日数をこえることは出来ない。但し、1 日未満の端数はこれを 1 日とする。

(解職及び退職者の旅費)

第 13 条 旅行中解職となったときは、前職に相当する帰郷旅費を支給する。但し、刑に処せられ又は懲戒処分による解職者は、この限りでない。

第 14 条 事務引継又は残務整理のため退職者に旅行を命ずるときは、前職相当の旅費を支給する。

(他の団体より旅費の支給を受けるとき)

第 15 条 国、府県又は他の公共団体より旅費の支給を受けるときは、本条例による旅費を支給しない。但し、その受ける額が本条例による旅費額より少いときは、その差額を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第 16 条 略

(旅費の支給の時期)

第 17 条 旅費は、毎翌月の給料支給日までに支給する。但し、1回の旅行が2,000円以上要すると市長又は機関の長が認めた場合には出張前においてその概算による額を支給することができる。

(国又は他の団体から旅費の支給を受ける場合)

第 18 条 国又は他の地方公共団体等から旅費の支給を受ける場合には、この条例による旅費を支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費の額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第 19 条 略

(旅費の支給の時期)

第 20 条 旅費は、毎翌月の給料の支給日までに支給する。ただし、1回の旅行が2,000円以上要すると任命権者が認める場合には、出張前又は赴任前においてその概算による額を支給することができる。

(旅費の調整)

第18条 略

別表(第3条の2関係)

鉄道賃	軌道賃	航空賃	船賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)
運賃	運賃	運賃	1等運賃 (等級を 設けない 船舶によ る旅行の 場合は、 その乗船 に要する 運賃)	実費	円 12,000

(旅費の調整)

第21条 略

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第11条関係)

区分	移転料の額
鉄道 50キロメートル未満	107,000 円
鉄道 50キロメートル以上 100キロメートル未満	123,000 円
鉄道 100キロメートル以上 300キロメートル未満	152,000 円
鉄道 300キロメートル以上 500キロメートル未満	187,000 円
鉄道 500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	248,000 円
鉄道 1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	261,000 円
鉄道 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	279,000 円
鉄道 2,000キロメートル以上	324,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルを

もって鉄道1キロメートルとみなす。

摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(実施機関)</p> <p>第 2 条 補償は、摂津市教育委員会(以下「委員会」という。)が<u>実施する。</u></p> <p>(通知)</p> <p>第 3 条 <u>委員会</u>は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第 5 条 <u>委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p>	<p>(実施機関)</p> <p>第 2 条 補償を<u>実施する機関</u>(以下「<u>実施機関</u>」という。)は、摂津市教育委員会(<u>認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、市長</u>)とする。</p> <p>(通知)</p> <p>第 3 条 <u>実施機関</u>は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第 5 条 <u>実施機関</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p>

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則(認定こども園の学校医等に係る補償に関する事項については、規則)で定める。



摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条</p>

3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 20 条第 1 項において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配

の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 20 条第 1 項において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12

当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

### 第 15 条 略

- (1) 所得割 100 分の 7.89
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 28,607 円
- (3) 略
  - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき 30,258 円
  - イ・ウ 略

## 2 略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 5 第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額と

項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

### 第 15 条 略

- (1) 所得割 100 分の 8.1
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 29,049 円
- (3) 略
  - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき 30,244 円
  - イ・ウ 略

## 2 略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 5 第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額と

の合算額をいう。第20条第1項において同じ。)は、610,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 略

- (1) 所得割 100分の2.69
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき 9,358円
- (3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき 9,875円

イ・ウ 略

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 略

- (1) 所得割 100分の2.66
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき 19,729円

2 略

(介護納付金賦課限度額)

の合算額をいう。第20条第1項において同じ。)は、630,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 略

- (1) 所得割 100分の2.73
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき 9,478円
- (3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき 9,858円

イ・ウ 略

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 略

- (1) 所得割 100分の2.47
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき 18,213円

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 10 第 15 条の 7 の介護納付金賦課額は、160,000 円を超えることができない。

(保険料の減額)

第 20 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 610,000 円を超える場合には、610,000 円)とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の

第 15 条の 10 第 15 条の 7 の介護納付金賦課額は、170,000 円を超えることができない。

(保険料の減額)

第 20 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 630,000 円を超える場合には、630,000 円)とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の

金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た

金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定す

額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

る総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後



算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

## 2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「610,000円」とあるのは「190,000円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「610,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるも

に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

## 2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「630,000円」とあるのは「190,000円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるも

のとする。

#### 附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 3 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 20 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」とあるのは「所得税法」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る

のとする。

#### 附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 3 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 20 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」とあるのは「所得税法」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る

傷病手当金)

第 6 条 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 略

傷病手当金)

第 6 条 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 略

摂津市介護保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,740円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,636円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,110円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,532円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,376円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,680円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,752円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,520円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,824円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,360円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,432円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35</u></p>

36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 90,324円

ア 合計所得金額が 200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 97,272円

ア 合計所得金額が 300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 104,220円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 121,590円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 128,538円

ア・イ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 138,960円

条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 97,968円

ア 合計所得金額が 210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 105,504円

ア 合計所得金額が 320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 113,040円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 131,880円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 139,416円

ア・イ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 150,720円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,844円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,266円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,636円とする。

#### 附 則

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,608円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,912円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,752円とする。

#### 附 則

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係

る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第34条・<u>第35条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>



(内容及び手続の説明及び同意)

## 第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

## 第16条 略

(1)～(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

## 第16条 略

(1)～(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専

門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) 略

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとするが、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にはテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) 略

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 24 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)～(19) 略

(19)の 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 24 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。

(13)～(19) 略

(19)の 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。

(19)の 3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「居宅介護サービス費等」という。)の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費が居宅介護サービス費等の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第 13 条第 18 号の 3 に規

(20)～(29) 略

(運営規程)

第 21 条 略

(1)～(5) 略

(6) 略

(勤務体制の確保等)

第 22 条 略

2・3 略

定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。

(20)～(29) 略

(運営規程)

第 21 条 略

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第 22 条 略

2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果に

(掲示)  
第 25 条 略

ついて、介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)  
第 25 条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると

もに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を  
図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電  
話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止の  
ための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専  
門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施す  
ること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者  
を置くこと。

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の  
提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文  
書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その  
他の人の知覚によって認識することができる情報が記載  
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同  
じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるも  
の(第 10 条及び第 16 条第 26 号(これらの規定を前条にお  
いて準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを  
除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る  
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

(委任)  
第34条 略

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)  
第35条 略



摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則(第 36 条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則(第 36 条・<u>第 37 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>

(運営規程)

第 20 条 略

(1)～(5) 略

(6) 略

(勤務体制の確保等)

第 21 条 略

2・3 略

(運営規程)

第 20 条 略

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第 21 条 略

2・3 略

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい

う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に

(揭示)  
第 24 条 略

対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)  
第 24 条 略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとするが、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあってはテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) 略

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)・(14) 略

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

(15)～(21) 略

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(10)・(11) 略

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。

(13)・(14) 略

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供すること。

(15)～(21) 略

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこと。

(22)～(27) 略

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(22)～(27) 略

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第 10 条及び第 33 条第 26 号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供

(委任)  
第 36 条 略

に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)  
第 37 条 略



摂津市消防団条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第7条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第7条第1項</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> <p>(休団)</p> <p><u>第5条の2 消防団員は、任命権者の承認を受けて、3年を超えない範囲内で、消防事務への従事の休止(以下「休団」という。)をすることができる。</u></p> <p><u>2 休団をしている消防団員は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</u></p> <p><u>3 休団をしている期間については、報酬を支給しない。</u></p> <p><u>4 休団をしている消防団員は、職務に復帰しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>

(分限)

第6条 略

(1) 略

(2) 前号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(3) 略

2 消防団員は、前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(懲戒)

第7条 略

2 略

(服務)

第8条～第11条 略

(分限)

第6条 略

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 略

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 略

2 消防団員は、第5条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

3 休団をしている消防団員に対する前項の規定の適用については、同項中「第2号」とあるのは、「第2号及び第3号」とする。

(懲戒)

第7条 略

2 略

3 停職者は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(服務)

第8条～第11条 略

第 11 条の 2 略

(報酬)

第 12 条 略

2 消防団員の報酬の年額は、次の各号に掲げる階級等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 87,000 円
- (2) 副団長 52,000 円
- (3) 分団長 31,000 円(機能別消防団員にあつては、6,900 円)
- (4) 副分団長 18,600 円(機能別消防団員にあつては、4,100 円)
- (5) 部長 18,600 円(機能別消防団員にあつては、4,100 円)
- (6) 班長 18,600 円(機能別消防団員にあつては、4,100 円)
- (7) 団員 16,300 円(機能別消防団員にあつては、3,600 円)
- (8) 自動車団員 31,000 円

第 11 条の 2 略

2 第 8 条及び第 9 条の規定は、休団をしている消防団員には適用しない。

(報酬)

第 12 条 略

2 消防団員の報酬の年額は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 82,500 円
- (2) 副団長 69,000 円
- (3) 分団長 50,500 円(機能別消防団員にあつては、11,200 円)
- (4) 副分団長 45,500 円(機能別消防団員にあつては、10,100 円)
- (5) 部長 37,000 円(機能別消防団員にあつては、8,200 円)
- (6) 班長 37,000 円(機能別消防団員にあつては、8,200 円)
- (7) 団員 36,500 円(機能別消防団員にあつては、8,100 円)

3 報酬の支給方法については、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16  
号)の適用を受ける職員(以下「非常勤特別職の職員」とい  
う。)の例による。

(費用弁償)

第 13 条 略

- 2 前項の費用弁償は、毎年 4 月及び 10 月の 2 期に、それぞれの前月までの分を支給する。
- 3 消防団員が職務のため旅行したときは、非常勤特別職の職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の報酬は、消防団員に任命された日の属する月から支給し、退職したときは、その退職の日の属する月まで支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

4 前 2 項の規定により報酬の支給の対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)のうちに休団又は停職の期間がある場合には、当該支給対象期間の日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前 2 項の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用弁償)

第 13 条 略

2 前項の費用弁償は、毎年 4 月に前年度分を支給する。

3 消防団員が職務のため旅行したときは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。